

# 長崎市ふるさと納税返礼品等募集要項

## 1 目的

長崎市のふるさと納税（がんばらんば長崎市応援寄附金）の推進を図るため、寄附者へ贈呈するお礼の品、サービス等（以下「返礼品」）並びにこれらを提供する法人その他の団体及び個人事業主（以下「返礼品提供事業者」）を募集します。

## 2 返礼品提供事業者

返礼品提供事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- (1) 市内に本社又は事業所を有する法人その他の団体若しくは個人事業主であること。（取り扱う返礼品に関連する事業を行っているものに限ります。）
- (2) 電子メールによる受注確認が可能であること。
- (3) 個人情報の適正な取扱いができること。
- (4) 暴力団、暴力団員及び暴力団関係者（長崎市暴力団排除条例にそれぞれ規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者）ではないこと。

## 3 返礼品の基準

返礼品は、次に掲げる基準のいずれかに該当する商品・サービスとします。

- (1) 長崎市内において生産されたもの。
- (2) 長崎市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの。
- (3) 長崎市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、長崎県内において生産されたものを原材料とするもの。
- (4) 長崎市内において生産されたものであって、近隣市町において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限ります。）。
- (5) 長崎市の広報の目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称、その他の特徴から長崎市の独自の返礼品等であることが明白なもの。
- (6) (1)から(5)までに該当する返礼品等と関連性があるものを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が全体の7割以上であること。
- (7)の1 長崎市内において提供されるサービスその他これに準ずるもので、当該サービスの主要な部分が長崎市に相当程度関連性のあるもの。
- (7)の2 長崎市内に所在する宿泊施設であって、長崎県内においてのみ展開している施設の宿泊の提供に係るサービスであること。
- (7)の3 長崎市内に所在する宿泊施設であって、前号に該当しないもののうち、調達費用が1人につき1泊あたり5万円を超えないもの。
- (8) 長崎市内において地域のエネルギー源により発電された電気。
- (9) 長崎県が認定した共通返礼品（ちゃんぽん、皿うどん、角煮、カステラ、くじら、長崎和牛（長崎和牛を使った加工品を含みます。）、びわ）。

#### 4 返礼品の金額等

返礼品の金額は、商品の代金、消費税及び地方消費税相当額並びに梱包代を含むものとします。

#### 5 返礼品提供事業者の特典

- (1) ふるさと納税ポータルサイト等に返礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載することで、全国にPRができ、販売促進につなげることができます。（掲載費用及び返礼品の送料は長崎市負担）
- (2) 返礼品の送付にあたり、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することができます。

#### 6 返礼品提供事業者の責務

返礼品が登録された場合、返礼品提供事業者は次の事項に関して責任を持って履行してください。

##### (1) 個人情報の保護

寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできません。ただし、返礼品の送付にあたり同梱した自社の商品カタログ等を通じた申込み等で入手した個人情報については、この限りではありません。

##### (2) 苦情等への対応

寄附者から返礼品の品質等に関する苦情等があった場合には、真摯に対応し、解決に努めてください。

#### 7 申込方法

返礼品の提供を希望する事業者は、長崎市ふるさと納税返礼品提供事業者申込書（様式ア）に必要事項を記入のうえ、長崎市へ提出（電子メール、郵送、FAX又は持参）してください。

#### 8 返礼品の登録手続等

- (1) 申込書の提出があったときは、長崎市においてその内容を審査のうえ、長崎市ふるさと納税返礼品提供事業者決定通知書（様式イ）により通知します。
- (2) 返礼品提供事業者として決定したときは、長崎市ふるさと納税事務代行業務の受注者（下表参照）から返礼品の登録手続等について連絡しますので、所定の手続きを行ってください。

事務代行業務受注者名	ポータルサイト名
株式会社サイバーレコード	ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、ふるなび、ANAのふるさと納税、JAL ふるさと納税
株式会社さとふる	さとふる

#### 9 返礼品の登録の取消し等

- (1) 返礼品や返礼品提供事業者がこの要項に規定する要件等を満たさなくなった場合は、返礼品の登録を取り消すことがあります。
- (2) 返礼品は、寄附申込状況等を勘案し、定期的に見直しを行います。
- (3) 返礼品が登録された日又は(2)の見直しを行った日から1年の間に寄附申込がない場合等は、返礼品の登録を取り消すことがあります。

様式ア

長崎市ふるさと納税返礼品提供事業者申込書

年 月 日

(あて先) 長崎市長

事業所所在地 :

事業所名称 :

代表者役職・氏名 :

長崎市ふるさと納税の返礼品を提供したいので下記のとおり申します。

商品・サービス名 (複数提供予定の場合は主なもの)	
商品・サービスの概要	
掲載を希望するポータルサイト ※○をつけてください。	<p>(<input type="checkbox"/>) ふるさとチョイス (<input type="checkbox"/>) 楽天ふるさと納税 (<input type="checkbox"/>) ふるなび (<input type="checkbox"/>) ANA のふるさと納税 (<input type="checkbox"/>) JAL ふるさと納税 (<input type="checkbox"/>) さとふる</p> <p style="text-align: right;">一括で登録手続が可能です。</p>
連絡担当者	
電話番号	
FAX	
電子メール	

(誓約事項)

- 1 次のいずれにも該当していません。
  - (1) 暴力団（長崎市暴力団排除条例（平成 24 年長崎市条例第 59 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）
  - (2) 暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）
  - (3) 暴力団関係者（同条例第 12 条に規定する暴力団関係者をいう。）

様式イ

長崎市ふるさと納税返礼品提供事業者決定通知書

年 月 日

様

長崎市長

長崎市ふるさと納税返礼品提供事業者として決定したので通知します。

※特記事項